

輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について

平成13年5月16日 貿易経済協力局安全保障貿易管理課

最終改正 平成24・03・23貿局第1号

平成24年4月2日 経済産業省貿易経済協力局

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出又は外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の2の項(1)に掲げる技術の提供を目的とした取引又は当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画、若しくは記録媒体の輸出若しくは本邦内にある電気通信設備からの電気通信による当該技術を内容とする情報の送信(以下「取引に関する行為」という。)については、平成13年5月16日から申請に際して下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

なお、平成6年3月25日付け「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)に掲げる貨物の輸出許可について(お知らせ)」は、廃止します。

記

輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号(試薬又は標準物質として使用されるものであって、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のものを除く。)まで、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課へ問い合わせてください。